

4 森政第 538 号
令和 5 年（2023 年） 2 月 22 日

林務部各課・室長
地域振興局林務課長 様

森林政策課長

週休 2 日工事における機械賃料の補正に係る留意事項について（通知）

このことについては、令和 3 年 9 月 27 日付け 3 森政第 322 号（※ 1）により通知したところですが、留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な設計積算に御配意願います。

記

1 留意事項

週休 2 日工事における機械賃料の補正は、工期の増加に伴う機械賃料の増加に対して補正を行うものであることから、補正が適切に計上されるよう以下の点に留意する。

- （1） 週休 2 日工事における機械賃料の補正は、※ 1 に定める補正係数による
- （2） 係数によって補正を行うことから、積算システムにおける条件「設置期間」等は、週休 2 日工事の実施を加味しない期間とする
- （3） 補正の対象とする「機械賃料」は、架線における索道器械賃料及びワイヤーロープ賃料など、一連の歩掛に必要な機械器材とする

2 積算システムへの仕様反映日

上記（3）については、自動計算されるよう積算システムの改修を行い、令和 5 年 3 月 1 日から仕様に反映する。

3 その他

留意事項はホームページで公開します。

指導担当

【課長】柳原 健 【主任専門指導員】毛受 誠 【担当】増井 僚

【電話】026-235-7265 【FAX】026-234-0330

【防災電話】8-231-3227

【E-mail】rinsei@pref.nagano.lg.jp

3 森政第 322 号
令和 3 年（2021 年） 9 月 27 日

林務部各課・室長
地域振興局林務課長
林業総合センター管理部長 様
林業大学校事務長

森林政策課長

週休 2 日工事における経費の補正について(通知)

このことについて、下記のとおり一部改定しましたので、適切な業務執行に御留意ください。

地域振興局林務課におかれましては、貴職管内市町村等へも周知をお願いします。

記

1 改定内容

別紙 1 のとおり

2 適用年月日

令和 3 年 10 月 1 日以降に起工起案を行う建設工事及び森林整備から適用する。

指導担当

【課長】 今井 達哉

【担当】 増井 僚

【電話】 026-235-7265

【FAX】 026-234-0330

【防災電話】 8-231-3227

【E-mail】 rinsei@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

週休2日工事に係る経費の補正について

週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第6第2項及び第9項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下の3段階で判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上
未達成	75.0%未満	21.4%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所^{※1}日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{（実際の現場閉所日数^{※2}）}}{\{ \text{（工事着手日から工事完成日^{※3}までの期間）} - \text{（控除期間^{※4}）} \} \times 28.5\%}$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{（実際の現場閉所日数^{※2}）}}{\text{（工事着手日から工事完成日^{※3}までの期間）} - \text{（控除期間^{※4}）}}$$

※1 現場閉所・・・建築工事の場合、現場休息を含む。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しないことをいう。ただし、交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り作業は現場作業から除くものとする。

※2 実際の現場閉所日数・・・控除期間を除くものとする。

※3 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※4 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注

者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

2 補正の方法

（１）当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率の補正を行うものとする。

（ア）建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表１に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表１－１に記載の補正係数を乗じる。

表１ 建築工事以外の建設工事における補正係数

補正係数			
労務費	機械経費 （賃料）	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

【補正の計算例】

- ①労務単価 18,500円の場合：
 $18,500円 \times 1.05 = 19,425円$ （整数止め）
- ②機械経費（賃料） 4,970円の場合：
 $4,970円 \times 1.04 = 5,168円$ （整数止め） オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。
- ③共通仮設費率12.78%、地域補正1.3の場合
 $12.78\% \times 1.3 = 16.61\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $16.61\% \times 1.04 = 17.27\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
- ④現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正值0.23の場合
 $32.73\% \times 1.1 = 36.00\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $36.00\% + 0.23 = 36.23\%$
 $36.23\% \times 1.06 = 38.40\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

表 1-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工※2	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹・剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.02

※1 環境色含む

※2 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 路側式 径101.6 含む

(イ) 建築工事

労務費に対して、表 2 に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（1）により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ．基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を乗じることにより市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

表 2 建築工事における補正係数

補正係数 労務費
1.05

表 A-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、２種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表 M-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ファンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

(2) 変更設計時

週休 2 日の取組みが、完全週休 2 日または週休 2 日相当に満たない場合は、実施要領に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(ア) 発注者指定型週休 2 日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表 3 に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表 3－1 に記載の補正係数を乗じる。

表 3 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.00	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上				
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満				

表 3-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.00
ガス圧接工		
インターロッキングブロック工	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	
	撤去	
防護柵設置工（落石防護柵）		
防護柵設置工（落石防止網）		
道路標識設置工※2	設置	
	撤去・移設	
道路付属物設置工	設置	
	撤去	
法面工		
吹付砕工		
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		
道路植栽工	植樹・剪定	
公園植栽工		
橋梁用伸縮継手装置設置工		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		
橋面防水工		
薄層カラー舗装工		
グルーピング工		
軟弱地盤処理工		
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		
硬質塩化ビニル管設置工		
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		
砂基礎工	人力施工	
砂基礎工	機械施工	
碎石基礎工	人力施工	
碎石基礎工	機械施工	
組立マンホール設置工		
小型マンホール工		
取付管およびます設置工	ます設置工	
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	

※1 環境色含む

※2 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 路側式 径101.6 含む

(ii) 建築工事

労務費、市場単価及び補正市場単価並びに物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）に対して、表 4 に記載の補正係数又は補正率を乗じる。

表 4 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数	補正率	
			労務費	市場単価及び補正市場単価	物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上			
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満			

(イ) 施工者希望型週休 2 日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表 5 に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表 5－1 に記載の補正係数を乗じる。

表 5 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.03	1.03	1.03	1.04
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01	1.01	1.02	1.03
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満	1.00	1.00	1.00	1.00

【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

表５－１ 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		概ね達成	一定程度達成	未達成
		(達成率87.5%以上)	(達成率75%以上)	(達成率75%未満)
鉄筋工		1.03	1.01	1.00
ガス圧接工		1.02	1.01	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工（ガードレール）※１	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工（ガードパイプ）※１	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.03	1.01	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.00	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.00
道路標識設置工※２	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.00	1.00
	撤去	1.03	1.01	1.00
法面工		1.01	1.00	1.00
吹付砕工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.01	1.00
道路植栽工	植樹・剪定	1.03	1.01	1.00
公園植栽工		1.03	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.00	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋面防水工		1.01	1.00	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.00	1.00
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.00	1.00
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01	1.00
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01	1.00
砂基礎工	人力施工	1.03	1.01	1.00
砂基礎工	機械施工	1.03	1.01	1.00
碎石基礎工	人力施工	1.03	1.01	1.00
碎石基礎工	機械施工	1.03	1.01	1.00
組立マンホール設置工		1.03	1.01	1.00
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.01	1.00	1.00

※１ 環境色含む

※２ 道路標識設置工 加算額 曲げ支柱 路側式 径101.6 含む

(ii) 建築工事

労務費に対して、表 6 に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A－2 ②、表 E－2 ②及び表 M－2 ②の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表 A－2 ②、表 E－2 ②及び表 M－2 ②の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

表 6 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数 労務費
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.03
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01
未 達 成	75.0 %未満	21.4 %未満	1.00

表 A-2②

工種	摘要※	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		(達成率87.5%以上)		(達成率75%以上)		(達成率75%未満)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
鉄筋工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
コンクリート工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
型枠工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
鉄骨工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.07	1.00	1.00
防水工事(シーリング)	市場単価	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
金属工事	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.09	1.00	1.00
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
左官工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.11	1.01	1.10	1.00	1.00
建具 (シーリング)	市場単価	1.02	1.17	1.01	1.15	1.00	1.00
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
塗装工事	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.14	1.00	1.00
塗装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事	市場単価	1.02	1.13	1.01	1.12	1.00	1.00
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.08	1.00	1.00
内外装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2②

工種	摘要	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		(達成率87.5%以上)		(達成率75%以上)		(達成率75%未満)	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.02	1.20	1.01	1.18	1.00	1.00
	ケーブルラック	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.02	1.19	1.01	1.18	1.00	1.00
	プルボックス	1.01	1.14	1.01	1.13	1.00	1.00
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.00	1.00
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.02	1.18	1.01	1.17	1.00	1.00
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

表 M-2②

工種	摘要	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		(達成率87.5%以上)		(達成率75%以上)		(達成率75%未満)	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00

3 適用年月日

令和3年10月1日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「03.10.01」と表示される工事から適用する。)